

令和5年度 集団指導 Q&A集

【対象】地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所

サービス種別	基準種別	質問	回答	国Q&A
地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援共通	運営	令和6年4月からの介護報酬改定分の重要事項説明書の同意を利用者・家族から得る場合、4月以降の同意で良いか。また、「〇月までに実施する」といった猶予期間はあるのか。	猶予期間等の定めはないため、可及的速やかに説明を行い同意を得ること。	
地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援共通	運営	令和6年度から義務化される、高齢者虐待防止及び感染症対策の研修について、令和6年度になった時点で研修を行っていないといけないのか。運営指導までに行っていないといけないのか。令和6年度中に研修ができれば良いのか。	令和6年3月31日までに研修を実施していなかった事業所は、令和6年4月1日を基準日として、「年1回以上(認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は年2回以上)」実施すること。	
地域密着型サービス共通	運営	認知症介護基礎研修について、受講義務付けの対象外に柔道整復師は含まれるか。	柔道整復師は、受講義務付けの対象外として差し支えない。	介護保険最新情報vol.1225「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)」の送付について 問156
認知症対応型共同生活介護	運営	業務継続計画の研修・訓練は、年2回行うことが義務化されたが、非常災害・感染症両方を年2回ずつ行うという認識でよいのか。	災害と感染症を分けて考える必要はないため、業務継続計画における研修及び訓練として年2回実施すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修及び訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。	
居宅介護支援	報酬	退院・退所加算のカンファレンスについて、主治医がテレビ電話装置等(ZOOM)で参加する場合も出席者としてカウントすることは可能か。	可能である。ただし、テレビ電話装置等の活用について利用者又はその家族の同意を得ること。	
居宅介護支援	報酬	介護保険制度改正により、入院時情報提供書(在宅版)様式の変更が示されたが、令和6年4月からも延岡市の入院時情報提供シートの様式を使用してよいのか。	差し支えない。	